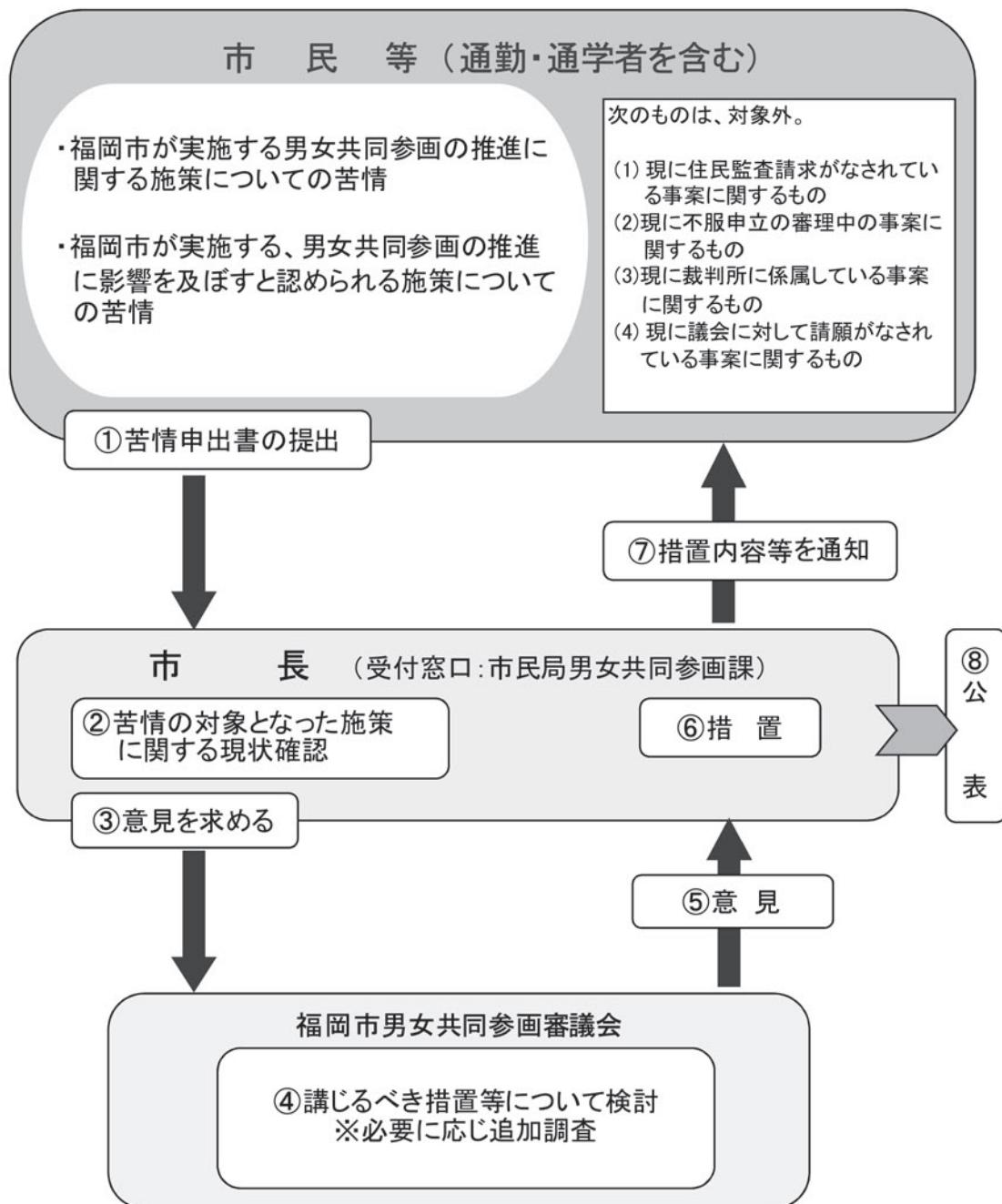


III 男女共同参画推進施策等に対する 苦情の処理

福岡市男女共同参画を推進する条例では、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民等から苦情の申出があった場合は、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴いて適切な措置を講じることとしています。

■処理の流れ



福岡市男女共同参画を推進する条例(抜粋)

（施策に対する苦情の処理）

第26条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴いたうえで、必要に応じて、適切な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の申出をした市民等に対し、当該申出に係る意見及び講じた措置の内容を通知しなければならない。

■平成24年度実績 1件

申出年月日	平成24年11月29日, 11月30日, 12月3日, 12月15日
概 要	<p>○福岡市カワイイ区について まず、このカワイイ区事業は何を目的にするものなのかわからない。 カワイイとは「容姿ではなく」とわざわざ断っているが、何の説得力もない。カワイイ女子を奨励することは、女性の自立を阻み、固定的役割分業意識を助長するもの以外なものでもない。カワイイ区事業により、「女子はかわいくなければ…」といったメッセージを行政が税金を使って発信することは、男女共同参画条例の趣旨に反し、即時事業の撤廃を求める。</p> <p>○「カワイイ区」とは一体何ですか? 架空の区を市税を投入してつくり、住民を集めてどうするというのでしょうか。 市長は「容姿のことを言っているのではない」とおっしゃっているようですが、ではなぜ区長がAKB48のタレントさんなんでしょう? 他都市の方も区民になれる…とかで福岡市の人口を増やし経済の活性化をはかるなんていうことは、まやかししかありません。 「カワイイ区」事業によって、行政が税金を使って意味のあいまいな「カワイイ」を発信することは、男女共同参画条例の趣旨に反するため即時事業の撤廃を求めます。</p> <p>○・市長部局(?) ・仮想の行政区「カワイイ区」事業 ・即刻中止、又は議会で審議(無理なら市長のポケットマネーで…) ・いったい「いくら」かけるつもりか? 1,000万円とも聞くが…。 ・「カワイイ」=「かわいい」← 容姿が…“でないのか! ・男女共同参画を進める立場から許せるのか! ・税(予算)は、もっと有効に使って下さい。</p> <p>○「カワイイ区」を設置したが、これは男女差別を助長するものではないか。女子はカワイイのが望ましいというメッセージを行政が税金をつかって発信することは許されないと考える。</p>
答申年月日	平成25年2月27日
答 申	<p>「カワイイ区」事業は、首都圏の若い年齢層を対象に、今までの福岡市のイメージと異なる新しい切り口で発信するシティプロモーションであり、その展開のイメージとして「カワイイ」を使用している。たしかに、近年「カワイイ」という表現は、特に若い世代の間では、多くのものに親しみを込めて使用されるなど、容姿だけをイメージする言葉ではなく、世代間でその認識に相違を生じさせていることは事実である。ただ、市民は若い世代だけで構成されているわけでもなく、多様な視点から見れば、「カワイイ」は、若い女性の、それも容姿に限られたものとして、不快感を持って見られたのも理解できる。</p> <p>また、福岡市の「カワイイ区」ホームページを見ると、都市、食、歴史、風土など、幅広い意味の「カワイイ」が表現されているが、冒頭の「福岡は女性がカワイイ」や「女子がカワイイよ～」の部分などは「カワイイ」が容姿をイメージするような表現であり、申出人が主張するような受け取り方も十分想定されたと考える。その意味では、すべての年齢層を対象とする市政にとって、事業実施にあたり十分な配慮が欠けていたと言わざるを得ない。また、事前に男女共同参画担当部署に相談するなどの慎重な手続きが踏まれていなかつたことも問題である。</p> <p>「男は仕事・女は家庭」、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」など、性別のみを理由に役割を固定的に分けてしまう制度や慣行は、男女共同参画社会実現の阻害要因となるものであり、行政はこれを改めていく必要がある。今回の「カワイイ区」事業についても、いくつかの不適切な表現に見られるように、そうした阻害要因となる危険性も指摘できるし、それが申立人の危惧でもあったと考えられる。実際にこうした観点から事業の中止を主張する意見も部会ではあがつた。</p> <p>こうした不適切な表現を改めることがまず重要であり、さらに「カワイイ区」が市民にとって、女性にも男性にも生き生きと暮らせるような「カワイイ区」であると理解されるように表現することが必要である。</p> <p>従って、下記のとおり答申する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)「カワイイ区」事業については、「カワイイ」という言葉に対する市民の多様な受け取り方にも配慮し、広報等の見直しを行うこと。 (2)行政広報物だけでなく、新たな事業を実施する場合においても、男女共同参画担当部署の助言をいれながら、その視点から望ましいものとするよう周知徹底すること。 (3)「カワイイ区」事業が、男女共同参画の視点に資する事業として展開することを期待する。

市が講じる措置の内容	<p>○「カワイイ区」事業については、事業の目的や意義を分かりやすく伝えるため、ホームページ等における広報の表現を工夫する。</p> <p>また、性別や世代等に関係なく、誰もが参加できる「カワイイ区」であると理解されるよう、男女共同参画の視点を持って、事業を実施していく。</p> <p>○全ての所属において実施される事業が、男女共同参画の視点から望ましいものとなるよう、様々な機会を捉えて、「男女共同参画の視点に配慮した事業の実施」について周知徹底する。</p>
申出人への通知年月日	平成25年8月5日